

議 答 申 個 第 2 5 号

平 成 1 9 年 9 月 6 日

生 駒 市 長 山 下 真 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会

会 長 下 村 敏 博

実施機関（生駒市長）の個人情報処理する電子計算機と奈良県後期高齢者医療広域連合が管理する電子計算機とを結合することについて（答申）

平成19年8月7日付け生国第519号で諮問のあったこのことについて、当審議会の意見は、別紙のとおりです。

| | |
|---------|---|
| 審 議 案 件 | 後期高齢者医療制度の開始に伴い、実施機関（生駒市長）の個人情報処理する電子計算機と奈良県後期高齢者医療広域連合が管理する電子計算機とを結合することについて |
| 審議会の意見 | 適当なものと認める。 |
| 審 議 内 容 | <p>本件は、後期高齢者医療制度の開始に伴い、本市の電子計算機と奈良県後期高齢者医療広域連合の電子計算機とを奈良県情報通信基盤（大和路情報ハイウェイ）を用いて結合することについて、生駒市個人情報保護条例第10条の規定により本審議会に諮問されたものである。</p> <p>本審議会は、オンライン結合をすることにより、被保険者資格の取得・喪失等の処理、保険料の賦課決定及び医療費の支給等の処理を迅速かつ効率的に行うことが可能になること、市役所において、保険料の徴収等に係る各種手続が即座にできるようになり、市民からの問い合わせに対しても迅速かつ正確に対応できるなど、市民サービスの向上を図ることが可能になること及び本結合に係るセキュリティの内容（操作者ごとにユーザーID及びパスワードを設定し、権限に応じ使用可能な機能を制限すること、通信路のデータ暗号化、個人情報に係るデータはサーバで管理すること、奈良県後期高齢者医療広域連合は個人情報保護条例、情報セキュリティ方針により個人情報に対する意識向上、安全・正確性の確保を図ること等）について確認するとともに、慎重に審議した結果、本件の電子計算機の結合に公益上の必要性があり、かつ、個人の権利利益を侵害しないと認められることから、上記のとおり意見を取りまとめた。</p> |
| 結 合 先 | 奈良県後期高齢者医療広域連合 |
| 審 議 日 | 平成19年8月20日 |
| 所 管 課 | 福祉健康部 国保年金課 |

